

市場主義宣言

21 世紀へのアクション・プログラム

1997 年 1 月 9 日

目 次

はじめに

第1部 我々の基本理念

1. 3つの基本理念

- a. 市場機能の発揮とルールの重視
- b. 個人・企業・政府の役割分担の再確認
- c. グローバリズムの視点

2. 構造改革へのアクションの原則

- a. 総合的に改革する
- b. 2000年を目標にする
- c. 優先順位を明確にする

第2部 構造改革へのアクション・プログラム

・ 市場の機能を高める 内外価格差の是正

1. 物価を下げる
2. 経営選択の自由度を高める
3. 市場監視機能と情報開示を拡充する

・ 小さな政府の実現 負担の抑制

1. 歳出を削減する
2. 税制を抜本的に改革する

第3部 構造改革における企業・経営者の役割

1. 市場に立脚した自律的な企業行動の確立
2. 経営者のリーダーシップと社内チェック・システムの確立
3. 人事・雇用面の企業改革

おわりに

参考資料

はじめに

先の総選挙で各党は競って行政改革を公約に掲げた。これを受けた第二次橋本政権による行政改革会議の発足、金融システムのビッグバンへの検討開始、規制緩和・官民活動分担についての行政改革委員会の意見書、地方分権推進委員会の勧告、6分野の構造改革についての経済審議会建議など、先送りされてきた日本経済の構造改革が進む兆しも出てきた。我々はこの動きを歓迎し、積極的に支持する。我々は、今度こそ改革を本物にしなければならないと考える。

21世紀まで4年と迫った中で、世界的な規模で経済構造改革が進展している。欧米諸国の改革努力は70年代から始まり、80年代以降そのスピードをますます加速している。既に出発点において出遅れた我が国が、21世紀において豊かな国民生活を確保し、世界の中で尊敬され、信頼される地位を保持するためには、いま議論されている以上の改革スピードが必要である。その意味で、構造改革は時間との戦いである。我が国経済はすでに地盤低下しつつあり、放置すれば破局を迎える。株式市場や外国為替市場は既に多くの警告を発している。我々は、最早これ以上、時間を浪費することはできない。日本経済の地盤低下を防ぎ、次の世代が我々から引き継いだ経済社会の基盤の上に自らの選択によって新たな国づくりをすることができるよう、我々は今行動しなければならない。

経済同友会はこの1年、来るべき21世紀を展望して、我々の目指す経済社会の姿とそれを実現するための方策を検討してきた。我々は、公正で効率的な市場を創り出すことこそが、我が国が直面する課題を克服し、新しい可能性を拓く道であると考え。そのためには、ひとり政治や行政が変わるのみならず、企業や、市民・消費者・従業員としての国民の誰もが意識を変え、行動しなければならない。以下に示すアクション・プログラムは、政治・行政に対しては改革を迫り、国民に対しては改革のための痛みを乗り越えていくことを訴えるメッセージであるが、それ以上に、企業・経営者として構造改革を推進する我々自身の決意の表明である。

第1部 我々の基本理念

構造改革は手段であり、それ自体が目的ではない。それだけに、まず何のための構造改革かという目的を明らかにしておかねばならない。我々の考える構造改革の目的は、21世紀においても国民生活の豊かさと安全を確保することに尽きる。それには、基盤となる経済活動が必要であるが、現状のままでは、そのような創造的で効率的な経済を創り出すことはできない。我が国の経済システムを市場を中心としたものに作り替えることが改革の目指すところである。

1.3つの基本理念

我々は、21世紀の経済社会の基底には次の3つの基本理念が根づいていなければならないと考える。

a. 市場機能の発揮とルールの重視

高度成長期のように分かりやすい一つの目標に向けて国民の総意を纏め、政府がリードすることが出来る時代ではない。そうした中で政府が先行きを規定し、市場に介入することは、市場参加者の自由な挑戦や選択を縛り、多様な発展の可能性を閉ざすことで、むしろ失敗する確率の方が大きい。国際化、情報化、経済の自由化、価値観の多様化の流れの中では、もはや市場機能を通じて発揮される先見性によらずしては、誰も先を見通すことはできない。将来の経済の姿は、市場における自由な競い合いと消費者の選択の中から形作られるものである。この方向は我が国にとっては新たな挑戦であっても、既に世界の潮流として定着しており、多くの成果をあげている。先行して改革を進める諸国の例を見るまでもなく、市場はできるだけ自由に、かつ競争はできるだけ広い範囲で展開されねばならない。

もちろん、市場は野放図な自由放任の世界ではない。市場が有効に機能し、市場によって下される評価が公正なものであるためには、競争政策や情報開示、さらには市場監視機能など、市場を支える基盤が整備される必要がある。市場はできるだけ自由な場であるとともに、こうした明確なルールに基づいて運営されねばならない。

b. 個人・企業・政府の役割分担の再確認

市場は競争を通じて効率的な資源配分を実現する極めて優れた仕組みである。経済社会の運営を可能な限り市場に委ねることが基本とされるべきである

が、同時に、市場だけで国民が直面するすべての問題が解決できるわけではない。そこで、市場に委ねるべき問題と市場では解決できない問題を峻別し、個人、企業、政府の役割分担を再確認する必要がある。市場の活動は個人と企業の自由な活動に委ね、政府は市場の活動に直接関与することは避け、事後的監視に徹する。一方、真の社会的弱者の救済や社会的に許容される限度を超える所得格差の解消など、市場の外で問題解決を図ることが政府の役割となる。

そのような政府機構を構築し、その活動を裏打ちするものが政治的意思決定メカニズムとしての民主主義である。その民主主義が、悪しきポピュリズムや部分利益の擁護に転化し、政府の肥大化や市場への過剰介入をもたらすことを避けるためには、社会のあらゆる問題の解決を政府に頼むのではなく、市民としての個人が自ら出来ることは自らやるという自助・自立の理念に基き、受益と負担のバランスを意識して行動していくことが必要である。このような市民のパブリック・マインドの高揚に裏付けられた成熟した民主主義と相まってこそ、市場を中心とした経済社会システムへの信頼が高まる。

c. グローバリズムの視点

もはや経済活動に国境はない。最も有利な条件を求めて企業や消費者が国を選ぶ時代である。伝統的な非貿易財といえども、いまや形を変えて貿易財化している。そうした中では、経済活動の舞台としての我が国の魅力を高め、我が国企業が国内にとどまってなお十分な国際競争力を維持できるようにするとともに、我が国に世界から経済活動を呼び込むことが不可欠である。我が国企業が最適配置を求めて海外進出することが空洞化ではない。真の空洞化の危機とは、我が国が経済活動の舞台として世界から見向きをされなくなることである。我が国にとっては国籍の如何にかかわらず、国内で活動する企業の発展を図ることがより重要な課題となる。

2.構造改革へのアクションの原則

21世紀までの4年間は構造改革の正念場である。この間に確実に改革の手を打つためには、改革の目標や基本理念を明確にするとともに、次の点を原則としてアクション・プログラムを作りあげ、実行する必要がある。

a. 総合的に改革する

高齢化、サービス化、成熟化する日本社会に活力ある繁栄を作るために、さらに地球規模の大競争に勝ち抜くためには、戦後50年を経てあらゆる場面に定着してきた古い体制を全面的に見直すことが不可欠であり、改革は総合的に行わねばならない。その点、改革への取り組みが依然として縦割りの枠組みの中で進められようとしているが、それでは意味のある改革はできない。改革には総合的な視野が不可欠である。

同時に、改革には例外を作らないことが重要である。最早、抵抗が大きい、困難を伴うからといって問題を先送りすることはできない。むしろ、最初の段階で聖域なしに改革の全体像を示すべきである。そうすれば改革後の姿を見据えることが可能となり、不確実性が少なくなり、対応の幅が広がる。例えば、金融システムの改革は郵貯や財政投融资の改革を含めたものとして、また財政構造改革は歳入・歳出の一体的見直しによって進められる必要がある。

b. 2000年を目標にする

構造改革のアクション・プログラムでは、改革を着実に進め、また進捗状況をチェックするためにも、タイム・スケジュールを明確にすることが不可欠である。その際に考慮しなければならないのは、我が国は改革の出発点において既に出遅れており、改革のスピードを加速しなければ、世界からますます取り残されることであり、また構造改革の成果が出るまでにはタイム・ラグがあることである。

したがって、構造改革は時間との戦いである。我々は、遅くとも21世紀の劈頭となる2001年1月が新生日本の出発に相応しいものとなるよう、2000年までにあらゆる制度基盤を完備することを目標としたタイム・スケジュールで取り組むべきであると考え。もちろん、これは問題を2000年まで先送りしていいということではないことは言うまでもない。

c. 優先順位を明確にする

今後はかつてのような規模の拡大には限度があることから、増分の配分によって多くのニーズを満たし、「あれも、これも」を達成することはできない。これからは、「あれか、これか」の厳しい選択にならざるをえない。その意味で、アクション・プログラムでは優先順位を明確にし、より大きな可能性のためには敢えて何かを捨てるという「負」の選択も不可欠となる。

効率と公平、機会均等と結果平等は本来的にトレード・オフの関係にある。我が国においては護送船団方式などの下で競争を制限することによって、これらを同時達成しようとしてきた。その結果、市場機能の発揮が抑制され、高価格・高コスト構造が定着したといえる。この高価格・高コスト構造を是正することが急務であり、今我々が優先すべき政策目標は、市場機能による効率の向上と機会均等の達成でなければならない。一方、社会的弱者に対する所得・富の再分配による事後の公平確保については、その政策手段を経済政策とは峻別し、市場から切り離れたものとするべきである。

第2部 構造改革へのアクション・プログラム

21世紀の我が国が活力ある経済基盤を保持し、国民生活の豊かさと安全を確保していく上で、我が国が現在直面する最大の課題は、第1に、我が国経済の高価格・高コスト構造であり、第2に、公的部門の肥大化による負担増大である。これらの課題を克服しない限り、世界的な大競争に勝ち抜いていける強い経済基盤も、豊かな高齢社会を作ることもしかない。

したがって、構造改革へのアクション・プログラムは、この2つの課題への対応を柱に据えたものでなければならないと考える。そして、その基本となるのは何よりも市場を中心とした経済システムの構築である。市場機能を活用して経済効率を向上させることによって内外価格差を是正するとともに、効率的で小さな政府を実現することによって負担の抑制を図っていく必要がある。

・市場の機能を高める - - 内外価格差の是正

これまでの50年の我が国の歩みの中で、競争制限的な市場が社会の安定に貢献してきた面があることは否定できない。しかし、それに伴う膨大なコストは、今や企業活動や国民生活からみて負担可能なレベルを超えている。それは政府の活動をまかなう財政の肥大化による負担増大に加えて、経済活動の非効率性が高価格・高コス

ト構造を定着させ、企業活動や国民生活に多大な負担を強いている。さらに重要な問題は、これらの目に見えるコストのみならず、競争が制限されることによって新規参入が抑制され、新産業の誕生・発展、雇用の創出が阻害されるなど、機会損失という形で目に見えないコストの大きさである。

これらのコストを引き下げるためには、経済社会システムの座標軸を安定や既存秩序維持から効率の重視にシフトさせ、市場機能を活用して経済効率を向上させることが不可欠である。規制の少ない、創造性を発揮できる自由で競争的な市場を実現することによって内外価格差の是正を図るとともに、市場を広げ、深めることによって新産業の成長を促進していく必要がある。またコスト面にとどまらず、グローバルな観点から企業活動にとってより有利な事業環境を提供することが、日本経済の活力を高めるために必要である。

1. 物価を下げる

GDPに占める政府規制分野のウェイトを現状の4割から米国並の1割以下にすることを目標として、経済全体にわたる競争の導入・促進を通じた生産性向上により、産業別均衡為替レートで測られる生産性格差を大幅に縮小し、高コスト・高価格構造を是正する。そのためには、政府規制の撤廃・緩和とともに、民間においても競争抑制的な慣行や業界活動がないかどうかを見直す必要がある。

(1)政府規制の撤廃・緩和

政府規制の撤廃・緩和については、我々もこれまでに数多くの提案をし、また政府も重要課題と位置付けて取り組んできた。しかし、これまでに実施された施策の多くは、従来の規制体系を維持した中での部分的・漸進的な改善にとどまっており、欧米に見られるような経済の活性化という大きな成果をあげるには至っていない。今、我が国にとって必要なことは、政府の経済活動への介入のハードコアを形成している規制を排除することである。その点、6分野の構造改革についての経済審議会の建議は、旧来の規制行政の枠組みそのものを抜本的に改革するものとして、注目すべき内容を含んでいる。我々は、行政改革委員会の規制緩和についての意見とともに、この建議に盛り込まれた内容を確実に実施するとともに、その他についても以下の基本方針に沿って、遅くとも我々のタイム・スケジュールである2000年までに実行すべきであると考えらる。

a. **新規参入に関わる免許制を廃止し、登録制を原則とする。** 参入・退出の自由を保障する。全ての産業や事業への参入について免許制を廃止し、最少限の技

術・資格要件を明確化・明文化した上で、登録制とすることを原則とする。これはサービス享受の可能性をあまねく提供すること(いわゆるユニバーサル・サービス)が社会的に必要と認められる分野においても例外とせず、民間による供給を原則とする。

b. **数量・設備などに係る需給調整条項を全廃する。**

価格を通ずる需給調整こそ市場の最も基本的な機能である。大規模小売店舗法や運輸などに代表される分野における、政府による人為的な需給調整条項を全廃する。

c. **公共料金にかかわる総括原価方式を見直すとともに、多様な競争を導入する。**

一般的に電力、通信、運輸など地域独占、自然独占が認められている事業においては、競争が働きにくい。そうした事業に関わる公共料金の設定にあたっては、総括原価方式を見直し、より一層の経営合理化を促す料金設定とともに、多様な競争の仕組みを導入し、経営効率化へのインセンティブが強く働くようにする。

d. **業務分野規制を撤廃し、業務横断的な競争を促進する。**

業務分野の限定は局所的な競争、同質的な競争のみを助長するばかりでなく、技術革新等によって期待される業務横断的な新分野の成長を阻害するなど弊害が大きい。金融、通信などについての業務分野規制を撤廃し、相互乗り入れによる競争促進を図る。

この観点から、既に政府が方針を決定した金融システムの抜本的改革を着実に進め、銀行・証券・保険の業務分野規制の撤廃、相互参入促進を中心に幅広い競争を実現し、東京市場の再生を図る。その際、金融システム改革は郵貯・財政投融資など公的金融を含めたものとして一体的に進められるべきである。

e. **独占禁止法適用除外制度を見直す。**

中小事業者の経営安定、企業の合理化等のため、カルテル等が例外的に認められている独禁法適用除外制度について、市場原理の一層の活用の観点から総点検し、積極的に見直す。

(2) **民規制の撤廃**

a. **業界団体による競争抑制的活動、行政代行型自主ルールを撤廃する。**

業界団体は、その活動が法や市場のルールに抵触しないことはもちろんとして、市場をより有効に機能させる観点から、活動の自主的点検に直ちに取り組むとともに、小さな業界団体を目指すことが強く期待される。特に、公的規制に上乗せして定めているような自主規制があれば直ちに廃止する。また、業界団体が持つ行政の受け皿的な機能は本来行政に帰属すべきものとして返上するとともに、天下りの受け入れなどについては行政に対して厳しく一線を画す。

b. **業界団体活動を積極的に開示する。**

業界団体はその活動の透明性を高めるため、定期的な活動報告発表、説明資料の常備など、積極的な情報開示に努めることが強く期待される。

c. **横並び体質を脱し、自己責任原則を貫く。**

我が国の企業行動を強く律し、市場全体を非効率にしている横並び体質から脱却する。横並び体質の本質は、責任逃れに他ならない。これが払拭されない限り、確固たる自己責任原則は確立されない。また、横並び体質は行政の関与を招く土壌ともなっている。民規規制撤廃の第一歩は、企業が護送船団方式への安住や横並び体質を脱し、業界協調よりも自らの顧客や消費者の利益を優先するといった自己責任に基づく行動に徹することである。

2. 経営選択の自由度を高める

規制撤廃・緩和を早急かつ着実に進めるとともに、規制のない市場での企業活動の自由度が高いレベルで確保され、企業の創造性が十二分に発揮されるような法制度を確立する必要がある。

同時に、働く個々人の能力を社会全体で有効に活用していくためには、企業の枠を超えた横断的な労働市場を育て、市場を通じた労働の流動化と最適配分を促していく必要がある。そのためには、まず労働移動の円滑化を図る上で障害となっている規制を抜本的に撤廃・緩和し、あわせて構造改革の過程での失業増加という「痛み」に対して、これを社会全体の問題として措置していくことが必要である。

(1) 企業法制の改革

a. **純粹持株会社を解禁するとともに、連結納税制を導入する。** 純粹持株会社の一律・全面的禁止は、過度の事前抑制である。事業支配力の過度の集中の排除は、独占禁止法の厳正な運用と事後的な監視により対応することで十分であり、純粹持株会社を97年度中に解禁すべきである。また、これに合わせて連結納税制度を導入する。

b. **競争政策を国際的視野の下で運営する。**

現在、25%のシェアが企業合併審査についての基本的な判断基準となっているが、この判断の透明性を高めるとともに、シェア以外の要素も含め、より国際的な視野に立った運用を図る。

c. **合併規定等に関する商法改正を早期に実現する。**

企業経営に係る基本法である商法は、常に経済の実態に適合したものであることが要請される。合併規定の簡素化を97年度中に実現するとともに、会社分割規定の整備を進める。

また、企業が自らの経営方針を柔軟に展開出来るよう、商法は必要最小限のものに簡素化し、規定の一部は各企業の定款に委ねることを検討する必要がある。

さらに、商法等の改正の迅速化を図るため、委員の人選、運営方法など、法制審議会のあり方を早急に見直す。

d. **ストック・オプション制度を一般企業も利用可能にする。**

我が国においてストック・オプション制度は、ベンチャービジネスにのみ限定的に認められているが、広く一般企業でも経営者や従業員へのインセンティブとして活用できるよう、97年度中に商法・税制等を整備する。

雇用流動化への対応

a. **雇用に関する規制緩和を早急を実現する。**

職業紹介・派遣労働の原則自由化など労働移動の円滑化、裁量労働の適用範囲拡大など多様な選択肢の整備のため、規制緩和を97年度中に実現する。

b. **個人のエンプロイアビリティ(市場価値)向上を支援する。**

労働力の流動化が進む中で、個人は常に自らの能力を高め、市場価値を上げるよう努力する必要がある。その観点から、長期雇用を前提に主として企業を対象に行なわれてきた公的な職業能力開発支援は、自己研鑽費用の所得控除など個人を直接支援する方向に転換する。

c. **労働力の流動化を前提とした雇用対策を拡充する。**

今後、構造改革に伴う労働移動の増加など、ある程度の失業増加は避けられない。そうした中で、企業が雇用維持に最大限努めることは当然としても、企業の存続なくして雇用の継続はありえないことを考えれば、これを社会全体の問題として捉え、失業が増加することを前提として雇用対策を拡充する必要がある。また、雇用維持のための雇用調整助成金制度は半面で労働移動を阻害する効果もあり、新規に雇用する事業者への支援を拡充する方向で見直す。

3.市場監視機能と情報開示を拡充する

事前調整型行政を大幅に後退させ、より競争的な市場に転換していくに当たり、その市場を支えるインフラとして、公正な競争を確保するための市場監視機能を強化・整備する必要がある。また、市場参加者にはこれまで以上の情報開示の徹底が求められる。情報開示は公正な競争を確保するためのみならず、市場参加者が市場によるチェックを受け入れ、自らの行動に新たな規律をもたらすという積極的な意義も有する。

(1)市場監視機能の拡充

市場が競争的かつ公正に機能するために、政府はルールの策定など市場の整備に重点をおく行政に転換するとともに、公正取引委員会、証券取引等監視委員会など、市場監視機能を拡充する必要がある。特に、従来の護送船団方式の下での裁量型金融行政は、金融システムのビッグバンに伴い、市場メカニズムと自己責任原則に基づく市場機能重視のルール型行政への転換が急務であり、その中心的役割が期待されるのが独立した金融検査監督機能である。また市場のルールは厳正に運用されなければならない、市場参加者に遵守を強制できるだけの罰則の強化も必要である。

(2) 情報開示の拡充>

- a. IAS (国際会計基準) 準拠の会計基準採用の方向で具体的検討を開始する。

市場の機能の一つとして資金の効率的配分を実現することが期待されるが、それには企業の実態が正確に開示されることが極めて重要な出発点となる。特に、グローバル化が進む中で、企業の財務情報の開示基準はできるだけ世界共通であることが望ましい。また、企業情報を正確に開示する観点から、税務会計と企業会計は明確に分離されることが必要である。

- b. 企業は積極的な情報開示に努める。

企業は法が要請する開示基準に沿うだけでなく、決算報告発表の迅速化などタイムリー・ディスクロージャーの徹底や、株主に対するIR活動の充実に努める。

・小さな政府の実現

国・地方を合わせた一般政府の財政赤字の拡大など、我が国の財政事情は急速に悪化しており、これを早急に是正しなければ、経済の制約要因となる可能性が大きい。また今後急速に進む高齢化は社会保障負担の増大をもたらす、経済活力を阻害する恐れがある。しかし、平成8年度補正予算、平成9年度予算に関わる議論を見る限りにおいては、なお、既得権や個別利益の擁護に基いた硬直した財政から脱しきれていない。一刻も早い公的部門の抜本的改革が不可欠である。

まず何よりも、国・地方を含めた一般政府及び公的企業を合わせた公的部門全体の活動範囲を、民間主導、市場原理、自己責任・自立自助を基本として大幅に縮小するとともに、公的部門の活動にも市場原理を導入し、「小さな政府」「効率的な政府」を実現することが急務である。具体的には、先に行政改革委員会が提示した行政関与の在り方に関する基準を国・地方を含めた行政活動全体に適用し、公的部門の活動を全面的に見直す必要がある。また、政府と市場の関係も、これまでのような様々な規制を核とした予防的・事前調整型行政から、事後的監視型行政に転換する必要がある。

重要なことは、行政改革を単なる人員削減や形だけの省庁再編に終わらせることな

く、公的部門の役割そのものを縮小することによって、規模の面でも、また市場への関与の面でも「小さな政府」を実現することである。

また、公的部門の活動を支える負担のあり方も抜本的に見直される必要がある。税制は、単に歳入確保の手段であってはならず、働く意欲を高め、リスクへの挑戦を奨励するなど、民間部門の創造的、効率的な活動を引き出すものに抜本的に改革することが急務である。また、受益と負担のバランス確保をこれまで以上に重視する必要がある。

1.歳出を削減する

当面、財政健全化のため歳出の抜本的削減を最優先課題として取り組み、2005年までに国・地方を含めた財政赤字の対GDP比を3%以下にすると政府目標をできるだけ前倒しで達成するべきである。

(1)既存歳出の全項目にわたって徹底的に見直し、歳出を削減する。

国・地方を含め歳出は単に伸び率を抑制するだけでなく、実質的に削減をしなければならない。そのためには、予算編成の仕組みから変え、トップダウンで政策の優先順位を定め、予算総枠を決める必要がある。特に、既存歳出の中に隠された無駄や非効率を排除するためには、既存の項目についてより厳しく見直すことが不可欠である。そのため、98年度から2002年度の5年間にわたり、例えば、既存歳出について毎年前年度比5%相当を削減し、一方新規分として2%を認めるといった形での、歳出のスクラップ・アンド・ビルドを継続する。

(2)公共事業費を大幅に削減する。

まず民間並みの徹底したコスト削減が不可欠である。同時に、公共事業に係る各種長期計画の事業配分・整備目標・達成年度を全面的に見直し、コスト削減と合わせて、国・地方を含めた2002年度までの事業費総額を3割を目途に削減する。その際、用途が限定された特定財源のあり方を抜本的に見直す。また、公共事業の実施主体を可能な限り地方に移管し、地方が自らの地域の優先順位により事業を実施するとともに、中央は全国レベルの事業を省庁横断のプロジェクト型で実施する。

さらに、公共事業についての情報開示が必要である。例えば、公共事業の現場に事業目的、事業費規模、財源などに関する情報の掲示を義務づけることにより、国民の関心を高める。

(3)社会保障制度を総合的に改革し、負担増を大幅に抑制する。

公的保障の役割をナショナル・ミニマムに限定し、社会保障の分野にも市場原理を導入する。財源としての税と社会保険の役割分担を明確にしつつ、年金・医療・介護制度を総合的に改革する。公的年金はナショナル・ミニマムを保障し、財源は税とする。医療保険は将来的には地域保険化する。介護は税を財源としてバウチャーで支給、在宅・施設を問わず民間活力を導入する。

(4)公的金融・財政投融资制度を抜本的に改革する。

まず、公会計の整備など公的部門のディスクロージャーを拡充し、財政民主主義の貫徹の前提を整える。また「金融的手法による財政」の是非を問い直し、本来の役割へと回帰させる。基本は財投機関をスリム化し、極力民営化することである。郵便貯金・簡易保険について民営化を含め経営形態を再検討するとともに、経過措置として個別財投機関債の発行による資金調達を行い、市場原理を導入する。

(5)公的企業の民営化を積極的に進める。

たとえ公共財であっても、政府や自治体などが直接供給主体になる必然性はなく、民間でできることはすべて民間に移管する。公的サービスの実施にあたっては、公設民営や民間委託など多様な形態を含め、効率性追求の観点から直営でなければならぬかどうかを厳しく検討する。特に独立経営体である公営企業については民間企業との間での入札を義務づけ、落札できない公営企業は廃止する。

(6)地方政府の自立度を向上し、地域経営の主体としての地位を確立する。

実際の行政事務の多くは地方によって実施され、しかも近年地方の歳出が中央以上に膨らんでいることを考えると、地方行財政のスリム化・効率化が急務である。財源・権限を地方に移すにあたっては、補助金を整理・合理化の上一般財源化するとともに、地方交付税交付金のあり方を財源調整機能を極力縮小する方向で見直し、地方間競争を導入する。地方債にも格付けを導入する。また、地方の行財政能力の強化、効率化、広域化のため、合併を促進し、基礎的自治体である市町村を自立可能な300程度の規模に再編する。

2.税制を抜本的に改革する

我が国の税制は、世界に類を見ない課税最低限の高さや、高い累進税率に象徴されるように、垂直的公平を過度に指向しており、勤労意欲、事業意欲を阻害している。

さらに、国際化が進展する中で諸外国との税制の格差を放置すれば、我が国の経済力の弱体化を助長する。税制の国際的調和を含め、税の基本理念そのものを転換することが急務である。

(1)個人の活力を引き出す税制を構築する。

経済の活力維持がますます重要な課題となる中で、税制が個人の創造的活動へのインセンティブを阻害することがあってはならない。その点で、所得課税への過度の依存は早急に是正される必要がある。

個人所得課税は、国税・地方税あわせて最高税率を50%とし、累進を一層緩和するなど、実質的に軽減する。

個人所得税、法人税が実質軽減され、その結果として直間比率が概ね50:50になることが望ましい。

また、法人と個人の間にある税制上の格差の是正や、納税者番号制度の導入、納税者意識を醸成する観点からの給与所得者の源泉徴収制度の再検討などについて、今後早急に検討する。

(2)法人の実効税率を早急に40%に引き下げる。

法人の税負担は、国際的視野に立って、早期に、かつ実質的に軽減すべきである。税収中立にこだわるのは本末転倒と言わざるをえない。98年度には実質軽減を実現するとともに、実効税率を早急に10%引き下げる。また、租税特別措置および引当金制度は、誰もが同じ条件で競争する環境を作ることを優先する観点から、合理的かつ国際的に整合する範囲で見直す。

第3部 構造改革における企業・経営者の役割

第2部であげた構造改革のプログラムは、企業活動の前提となる条件整備である。このような新たな条件をどれだけ有効に活用し結果を出すかが、市場を舞台として活動する企業に問われている。我が国が直面する日本経済の構造改革を成し遂げ、創造的で活力ある経済社会を実現できるかどうかは、まず何よりも、企業自身の行動にかかっている。その意味で、我が国の経済構造改革の進展において、企業とその経営者が果たすべき役割には極めて大きなものがある。

変化を最も敏感に反映するのは市場であり、市場が最も先行的かつ前衛的に変化する。その市場を活動の舞台とし、日々市場のテストを受けている企業・経営者が改革の先導役にならねばならない。もちろん、個々の企業のアクションはルール遵守等を別にすれば、強制されるものではなく、各企業の判断に委ねるべきものである。企業の判断・行動の結果は市場によって評価される。それが市場経済のダイナミズムである。

我々が考える企業変革の基本方向は「市場を最も重視すべき拠り所とする企業行動の確立」である。企業のパフォーマンスは市場でのみ判断される。もちろん、社会が企業に求める倫理に反する行動に対しても、市場はペナルティを科すはずである。多様なステーク・ホルダーとの間の関係も、市場を通じた関係の中で透明で公正なものにしていくことができる。それらが「市場を最も重視すべき拠り所とする」ことの意味である。それは同時に、「市場に対する責任を企業行動の原点とする」ことでもある。市場に対する責任とは、正しい企業行動原理や適正なルールに則って、利益を追求することが企業の第一の判断基準であることを確認し、活動の結果としての市場の評価を受け入れること、その行動と結果に対する自己責任の原則を企業行動の根本に置くことである。

1.市場に立脚した自律的な企業行動の確立

我々は、企業活動に際して最も重視すべき拠り所として市場を捉えることを再確認する。競争的な市場を実現することを通じて日本経済の構造改革を進める中で、市場を尊重し、市場の評価を受け入れ、市場に立脚したコーポレート・ガバナンスに基づく企業行動を確立すること、いわば、市場重視の経営へと転換することが我々の目標である。

それらの中には、製造物責任、情報開示など、企業にとって新たなコスト増加要因も含まれるが、それらに対しても、消費者や社会の要請に応える企業として積極的に対応していく必要がある。また、今後、地球的課題としてますます重要になる環境や資源・エネルギー問題についても、企業は自主的取り組みはもとより、それら諸問題の市場への内部化方策について前向きに対応していく必要がある。

(1)市場の評価を得る

1. 何よりも需要家や消費者に対して革新的な商品・サービスを市場に提供し、市場の評価を得ることに企業努力を集中する。
2. 製造物責任、環境への配慮を商品・サービス提供の基本に置く。

3. 市場での評価によって得られるROE(株主資本利益率)を経営の重要な判断基準とする。

(2)公正な市場競争に対する責任を果たす

1. 「含み」経営から脱却する。

「含み」経営は経営の安定や柔軟性に資する面がある一方、企業の正確な実態が不透明となり、経営の規律を曖昧にする面がある。資金配分における市場のウエイトがますます高まる中では、企業の実態が正確に開示されることが必要であり、簿価から時価主義への移行が求められる。それに対応した会計基準や税制の整備が必要である。

2. 企業は、罰則強化を含む法の厳正な執行を受け入れる。

市場参加者は、市場において公正で透明な競争が行われることに対して大きな責任を有することを自覚し、市場のルールを遵守した行動に徹する。

3. 企業は、自己規律を確立する。

市場で広く認知されるルールをベースにした経営に徹する。社内でのみ通用するローカルルールを判断基準とせず、企業の内と外との判断基準の格差を解消する。その一環として、企業行動規範を作成し、社内への徹底を図る。その場合、交際費についても、高コスト体質の是正や公正な市場競争の尊重のみならず、企業に対する社会的信頼性確保の観点から、そのあり方を見直す必要がある。

4. 商慣行の見直しに取り組む。

市場における競争が厳しくなれば、非合理的な商慣行は自ずと是正されていくことになるが、企業は自らの競争力の強化のためにも自主的な改善への取り組みを促進する。

2.経営者のリーダーシップと社内チェック・システムの確立

我が国企業においては、取締役会と監査役会、株主総会で企業目的を遂行しているかどうかを監視する形となっているが、現実にはそれらが形骸化しており、経営トップの双肩にかかる部分が大きすぎるのが実態である。その結果、トップの判断ミスが企業の失速・衰退に直結する危険性を内包すると同時に、トップがかえって慎重になり

すぎて、本来持つべき企業家精神を発揮できない状況に陥っている面も多い。企業の経営構造改革に真剣に取り組む必要がある。

(1)経営者の責任

変革期の経営者に求められるのは、経営方針を樹立し、実行する、強い指導力である。経営者は企業の最高責任者として高潔な倫理観を持ち、率先して規範を示さなければならない。市場を抛り所とする企業経営においては、厳しい決断を下すことも有り得ることから、出处進退を含めて自らにも厳しくあたらねばならない。

(2)経営意思決定機関としての取締役会の活性化

企業がますます不確実性を増す経営環境の中で明確な意思決定を下していくためには、ポリシー・ボードである取締役会の活性化が不可欠である。そのためには、取締役会の中での戦略決定機能と業務執行機能の分離、取締役会の規模の見直し、情報の共有化などに取り組むとともに、社員出身の取締役とは異なる経験と知見を持つ社外取締役を取締役総数の1割以上をめどに導入し、自律的なガバナンス機能を高めていく必要がある。

(3)監査役の機能充実による社内チェック・システムの確立

経営チェック機関としての監査役の機能を充実していく必要がある。業務監査に関する監査役の機能を適法性監査にとどまらず、妥当性監査まで範囲を広げ、経営層に対して立場の異なる観点から助言することが期待される。そのためには、情報アクセスの自由の確保、トップとの対話の充実、監査役室スタッフの充実などが必要である。また、経営トップ経験者を社外監査役に招くことも有効である。

3. 人事・雇用面の企業改革

企業が創造性・ダイナミズムを発揮していくためには、企業で働く個々人の持てる能力を最大限に引き出していけるような雇用関係を構築することが必要である。

これまでのいわゆる日本型雇用関係は、新卒一括採用、年次別管理、年功序列、長期安定雇用、企業内教育・訓練などを特徴としてきた。しかし、これら我が国の雇用に関わる慣行を形作り、可能として来た環境が企業側および従業員側の両面から大きく変わりつつある。その基本的方向は、雇用・労働の分野においても市場原理の長所と自己責任原則を導入し、企業と個人が市場を通して相互に選択しあう関係を作り上げていくことである。企業と個人の相互選択を通じて、企業にとっては人材獲

得とその評価・処遇に関して市場による評価を社内にとり込むことが可能となり、また個人にとっては企業への過度の依存から脱却、自立することにより、自らの選択の幅、能力発揮の機会を拡大することができる。そうした新しい雇用関係を作ることによって、個々人がいきいきと働いていることが企業にとってプラスになり、また社会全体としての人材の最適配置が実現する。最早、単に雇用を維持するだけが企業の責任ではなく、人材を活用して企業効率をあげ、経済全体の効率向上に貢献することが企業の責任である。

(1)新卒採用への過度の依存を改め、多様な雇用形態を提供する。

適時、適材、適所を追求することにより、個人と企業の双方に選択の幅が拡大する。個々の企業のイニシアティブが労働市場を厚みのあるものにし、そのメリットは企業・個人双方に及び、生産性向上に資する。

新卒採用と内部選抜・昇進だけでなく、専門職、契約制など多様な雇用形態を提供する。

(2)女性や高齢者を積極的に活用する。

企業は、女性や高齢者が働きやすい環境や多様な勤務形態の整備を行い、彼らの能力の活用に努める。

(3)人事評価と職務・権限・責任を明確化する。

給与体系を能力重視にするためには、職務の内容と責任範囲の明確化を図り、人事評価の透明性をあげることが必要である。また、これは外部労働市場を通じた労働移動が増加していく中で、個人の能力を客観的に評価するためにも必要である。

(4)給与体系を能力と貢献を重視する体系とする。

年功序列型の賃金体系は個々人の生産性や企業への貢献を適切に反映していない。より能力と貢献にリンクした体系とすることは、個々人へのインセンティブという側面とともに、市場価値との対応関係を明らかにするというより重要な意味がある。

(5)FRINGE・ベネフィットのあり方を見直す。

個人の企業への過度の依存関係をもたらしがちな企業内福祉については、個々人のニーズに合った選択が可能となるようなカフェテリア・プランの導入や一部給与化を検討する。そのためには、税制も合わせて見直す必要がある。

おわりに

日本経済の構造改革は、多くの痛みを乗り越えて成し遂げなければならない。それは利害を調整するといった狭い発想では到底成し遂げられるものではない。何よりも国民の共感と信頼の上に立つことが要請される困難な作業である。

経済同友会は、個別企業や産業の枠を超えた志を共にする経営者の集団である。創立以来50年、戦後日本経済の発展の中で、常に国民経済的視点に立って考え、行動してきた。

今、我が国は、21世紀への進路を選択する重大な岐路にある。改革は過去の否定であり、経済システムや慣行、既得権という形で我々が積み重ねてきた50年の蓄積を一旦白紙に戻すことから始めねばならない。経済同友会は、改めて創立の原点に立ち返り、我が国の将来のために邁進することを決意する。

(以 上)

参考資料

1. 関連する白書、提言一覧

(1)企業白書

第 8 回 情報ネットワーク時代の企業戦略 1990 年 1 月

第 9 回 新段階のグローバル経営:内と外とのグローバリゼーション 1991 年 3 月

第10回 「人」創造の経営 -個と組織の共創をめざして- 1993 年 3 月 第11回 変革期の企業経営者 -新時代を切り拓く気概と行動- 1994 年 1 月

第12回 日本企業の経営構造改革-コーポレート・ガバナンスの観点を踏まえた取締役会と監査役会のあり方- 1996 年 5 月

(2)提言

96年度

安全・安心と国家の役割を考える委員会「安心の回復と安全の確保に向けて」

21 世紀の社会像を考える委員会「個が生き活きと輝き集う、多縁社会ニッポン -21 世紀を担う人々へのメッセージ-」

情報化社会を考える委員会「心豊かな情報社会をめざして -新しい社会の創造を支える情報化-」

公的部門の構造改革を考える委員会「公的金融・財政投融資の改革に向けて」

規制撤廃・業界問題委員会「規制撤廃・緩和に関する要望」

環境委員会「中国の環境問題と日本の役割 -対中国環境協力3つの視点と2002 年地球サミットの北京開催-」

年金・福祉問題委員会「安心して生活できる社会を求めて -社会保障改革の基本的考え方-」(中間報告)

企業法制委員会「グローバル化に対応する企業法制の整備を目指して -民間主導の市場経済に向けた法制度と立法・司法の改革-」

95年度

教育委員会「学校から『合校』へ -学校も家庭も地域も自らの役割と責任を自覚し、知恵を出し合い、新しい学び育つ場を作ろう-」

労働委員会「アクティブな雇用関係の形成を目指して -雇用のミスマッチ解消の方途を探る-」

環境委員会「行動変革のための環境教育の勧め -企業から見た環境教育の具体的な提案-」

ニュー・ワールド・オーダーと日本の役割を考える委員会「21世紀初頭の世界の枠組みと日本の役割 -『グローバル・ガバナンス』の時代に向けて-」

成熟経済下の新しい企業展開を考える委員会「企業家精神復活 -日本経済の新たな飛躍に向けて-」

公的部門の構造改革を考える委員会「『公的金融・財政投融资』の課題と見直しの方向」

公的部門の構造改革を考える委員会「21世紀に向けて日本農業が進むべき方向 -産業としてのコメ農業のあり方-」

規制緩和を推進する委員会「規制撤廃・緩和に関する要望 -行政改革委員会・規制緩和小委員会の活躍に期待する-」

金融・資本市場委員会「東京マーケットの将来ビジョン -資本市場を中心として-」

企業経営委員会「新たな時代における日本企業の意思決定のあり方 -『戦略開拓経営』への企業革新-」

94年度

技術政策委員会「技術創造立国への転換 -世界との調和と豊かさに向けて-」

環境委員会「廃棄物の抑制とリサイクルの推進に向けて -自らの責任で実行できる
ところから行動を-」

諮問委員会住宅・土地政策タスクフォース「安く、広く、近い住宅の実現のために」

労働委員会「個人と企業の自りつと調和 -日本型雇用慣行の中長期展望-」

現代日本社会を考える委員会「現代日本社会の病理と処方 -個人を活かす社会の
実現に向けて-」

新しい国家像を考える委員会「新しい平和国家をめざして」

国際関係委員会「アジア太平洋のさらなる発展に向けて -日本市場のグローバル化
-」

規制緩和を推進する委員会「規制撤廃・緩和に関する要望」

経済政策委員会「日本経済の構造改革 -構想から実行へ-」

財政・税制委員会「国民負担の増加を抑制しつつ、活力ある社会の実現を」

公的部門の構造改革を考える委員会「高速道路の整備・料金システムの改革の方向
-公的部門と民間部門の新たな関係を求めて-」

政治・行政委員会「これからの政治・行政・経済のあり方 -緊張感のある新しいダイ
ナミズムを求めて-」

企業法制委員会「商法と企業経営とのハーモナイゼーションを目指して -株主代表
訴訟制度の見直しと監査役制度活性化の施策-」

規制緩和を推進する委員会「大胆な規制緩和推進計画の策定を求める」

93年度

経営革新委員会「21世紀に向かった日本の経営のあり方 -企業としての『個』の
確立と創造的経営」

金融・資本市場委員会「委員会報告 第1部 今後の金融・資本市場のあり方、第2部 円の国際化についてのわれわれの考え」

教育改革委員会「大衆化時代の新しい学校像を求めて -学ぶ意欲と能力に応える改革を-」

92年度

労働問題委員会「我が国の外国人雇用の進むべき方向について -『新実習プログラム』と『国際ローテーションシステム』の提案-」

企業法制委員会「企業法制の国際的ハーモナイゼーションを目指して -グローバル視点からの商法・独占禁止法の見直し-」

労働問題委員会「2010年に向けてこれからの労働の在り方」

地方活性化委員会「地方活性化への提言 -地方都市の機能と自立力の向上を目指して-」

国際関係委員会「1990年代の国際関係における日本の立場と役割 -経済力に相応しい貢献およびアジア・太平洋地域の総合安全保障体制の構築に向けて-」

税制委員会「来るべき超高齢化社会に備える税制改革の実現を -『重点高福祉・全体中負担』を目指して-」

地球環境委員会「UNCED後の地球環境問題における日本の役割 -アジア地域の環境問題を中心に-」

企業と国民生活委員会「地球社会の要請に応えられる充実した国民生活を目指して」

エネルギー政策委員会「中長期エネルギー問題の所在と対策」

91年度

社会問題委員会「21世紀に向けた社会システムの変革 -働きがいのある社会、安心して子育てのできる社会を目指して-」

教育問題委員会「『選択の教育』を目指して -転換期の教育改革-」

経営問題委員会「『多元価値経営』への転換 -社会・生活者と共感できる企業経営に向けて-」

日本の進路委員会「日本の進路」

地球環境委員会「地球温暖化問題への取組み -未来の世代のために今すべきこと-」

経営問題委員会「オープンシステムへの企業革新」

92年度

日本企業の国際化委員会「21世紀のグローバル経営を目指して -日本企業の国際化のための経営革新の方向と具体策-」

企業の行動革新委員会「90年代の企業の行動革新 -市民社会・国際社会と調和する企業行動をめざして-」

国際経済委員会「90年代の世界経済と日本のあり方 -経済摩擦の高まりとその対応-」

税制委員会「2020年にむけての税制ビジョン -あるべき税制の姿と国民の選択-」

21世紀ビジョン委員会「新世紀企業宣言 -ひろがる人間観 マルチフェイス企業をめざして-」

物価委員会「内外価格差の解消にむけて -政府規制関連価格の引き下げを望む-」

経済構造委員会「21世紀へむけての経済構造改革 -日米構造協議を契機として-」

規制の撤廃・緩和委員会「規制の撤廃・緩和に向けて -分野別・個別事例検討報告-」

2.1996年度の関連する委員会

企業経営委員会 政治・行政委員会
教育委員会 国際関係委員会
財政・税制委員会 市場の再設計を考える委員会
経済政策委員会 規制撤廃・業界問題委員会
雇用問題委員会 土地政策委員会
環境委員会 年金・福祉問題委員会
企業法制委員会 アジア・太平洋政策委員会

以上